⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ　http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei. html）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部九州新幹線建設局管内土木」（以下「土木」という。）及び「鉄道建設本部九州新幹線建設局管内プレストレストコンクリート」（以下「プレストレストコンクリート」という。）に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部九州新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　共同企業体の構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。出資比率が第２位の構成員は、客観点数1,200点以上の者であること。出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上1,200点未満の者であることとするが、長崎県に本社を置くものについては客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

共同企業体の構成員のうち代表者は、平成10年度以降に元請として完工した次のア、ウ、オ及びキ又はクの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。出資比率が第２位の構成員は、平成10年度以降に元請として完工した次のア又はイ、ウ又はエ、オ又はカ及びキ又はクの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）は、平成10年度以降に元請として完工した次のアからクのいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ア　鉄道ラーメン高架橋新設工事（場所打ちＲＣ杭工事を含む）

イ　橋りょう新設工事

ウ　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）

エ　ＰＣ上部工新設工事

オ　ケーソン工による橋りょう基礎工事

カ　ケーソン工による基礎工事

キ　鉄道土路盤新設工事

ク　土路盤新設工事

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、「土木」及び「プレストレストコンクリート」における平成23年度及び平成24年度の当機構の工事成績が２年連続で平均60点未満でないこと。

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

㈠　１級建設機械施工技士の資格を有する者

㈡　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

㈢　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は上記㈠若しくは上記㈡に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　共同企業体の構成員のうち代表者は、平成10年度以降に元請として完工した上記⑷ア、ウ、オ及びキ又はクの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成10年度以降に元請として完工した上記⑷ア又はイ、ウ又はエ、オ又はカ及びキ又はクの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上のものに限る。）を有する者であること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）が配置する主任技術者又は監理技術者については、上記⑷の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、上記⑷に掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名のうち、上記⑷アの施工経験を有する者及びイの施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し、引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。